

地方税法の改正法案の国会審議状況について

地方税法の改正法案は、平成 27 年 2 月 17 日に閣議決定され、同日付けで国会に提出され、現在、審議中です。

なお、改正法案の国会での成立・公布後、軽自動車税の税率引上げの延期及び条文整備について、直ちに市税条例を改正する必要があります。

1 地方税法の改正法案の国会審議状況（平成 27 年 3 月 11 日現在）

項目	日付
閣議決定日	平成 27 年 2 月 17 日
衆議院	
議案受理日	平成 27 年 2 月 17 日
総務委員会付託日	平成 27 年 2 月 26 日
審議終了日	—
参議院	
議案受理日	—
総務委員会付託日	—
審議終了日	—
公布日	—

2 年度内に市税条例を改正する必要がある項目

改正法案の条文を精査したところ、平成 27 年 4 月 1 日から適用があり、直ちに市税条例を改正する必要がある項目は次のとおりです。

- (1) 軽自動車税（二輪車等）の税率引上げの延期
- (2) その他条文整備
 - ア 法人市民税の均等割の税率区分の基準の見直し
 - イ ふるさと納税の手続きの簡素化（ワンストップ特例）
 - ウ 条文の項ずれ等

○ 軽自動車税（二輪車等）の税率引き上げの延期

平成 27 年度分から適用することとされている原動機付自転車及び二輪車等に係る税率について、適用開始が 1 年延期され、平成 28 年度分から適用されます。

○ 法人市民税の均等割の税率区分の基準の見直し

法人市民税の均等割の税率区分は、法人税法上の「資本金等の額」を基準とされ、その算定上、自己株式を取得すると、本来の事業規模に比して小さくなる場合があります。

そのため、均等割額の税率区分の基準である「資本金等の額」が、「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合は、「資本金と資本準備金の合計額」を基準とするよう見直されます（平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用）。

「資本金等の額」 > 「資本金+資本準備金」 ⇒ 「資本金等の額」を基準として採用
 「資本金等の額」 < 「資本金+資本準備金」 ⇒ 「資本金+資本準備金」を基準として採用

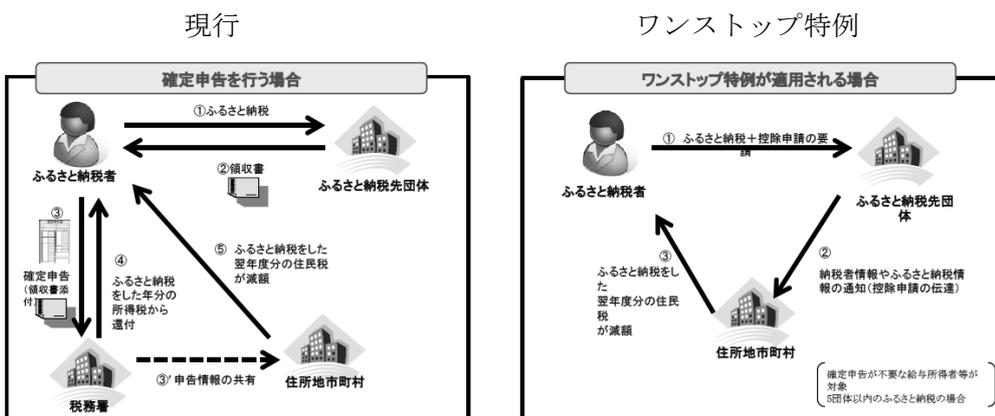
< 法人市民税の均等割の新税率区分 >

「資本金等の額」又は 「資本金+資本準備金」による 法人等の区分	標準税率	
	従業員数 50 人以下	従業員数 50 人超
1 千万円以下	50,000 円	120,000 円
1 千万円超 1 億円以下	130,000 円	150,000 円
1 億円超 10 億円以下	160,000 円	400,000 円
10 億円超 50 億円以下	410,000 円	1,750,000 円
50 億円超		3,000,000 円
その他法人	50,000 円	

○ ふるさと納税の手続きの簡素化（ワンストップ特例）

ふるさと納税による寄附金控除を受ける場合は、確定申告を必要としますが、確定申告が不要な給与所得者等が、ふるさと納税を行うと同時にその市町村に対して寄附の控除申請をすることで、控除を受けられる仕組みが導入されます（平成 27 年 4 月 1 日以降に行われる寄附から適用）。

< ふるさと納税のワンストップ特例 >



【参考】

平成 27 年 2 月 17 日
 政策・総務・財政委員会
 配 付 資 料
 財 政 局

平成 27 年度税制改正（地方税）の概要について

平成 27 年度税制改正のうち、市税条例の改正が必要な主な改正項目は次のとおりです。

税目・改正項目		改正案の内容																																																																														
軽自動車税	二輪車等の税率引上げの延期 ※1 市税条例の改正を平成 27 年度の課税に間に合わせる必要があるため、国会における地方税法改正法案の成立・公布が第一回市会定例会の会期中であった場合には、市税条例の改正について追加で上程し、閉会後であった場合には専決処分により行う必要があります	○ 平成 27 年度分から適用することとされている原動機付自転車及び二輪車等に係る税率について、適用開始が1年延期され、平成 28 年度分から適用されます。 【参考】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">車種区分</th> <th>現行税率</th> <th>新税率</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">原動機付自転車</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle;">} 1年延期</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50cc 以下</td> <td>1,000 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50cc 超 90cc 以下</td> <td>1,200 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90cc 超 125cc 以下</td> <td>1,600 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー</td> <td>2,500 円</td> <td>3,700 円</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">} 28年度分から</td> </tr> <tr> <td colspan="2">軽自動車及び小型特殊自動車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽二輪（125cc 超 250cc 以下）</td> <td>2,400 円</td> <td>3,600 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三輪</td> <td>3,100 円</td> <td>3,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> <td>10,800 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪以上</td> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> <td>3,800 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400 円</td> <td>3,600 円</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">} 1年延期</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小型特殊自動車</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>農耕作業用のもの</td> <td>1,600 円</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>4,000 円</td> <td>5,900 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>二輪の小型自動車（250cc 超）</td> <td>4,000 円</td> <td>6,000 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		現行税率	新税率		原動機付自転車				} 1年延期		50cc 以下	1,000 円	2,000 円		50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円		90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円		ミニカー	2,500 円	3,700 円	} 28年度分から	軽自動車及び小型特殊自動車					軽二輪（125cc 超 250cc 以下）	2,400 円	3,600 円		三輪	3,100 円	3,900 円	四輪以上	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円	自家用	7,200 円	10,800 円	四輪以上	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円	自家用	4,000 円	5,000 円		専ら雪上を走行するもの	2,400 円	3,600 円	} 1年延期	小型特殊自動車					農耕作業用のもの	1,600 円	2,400 円		その他	4,000 円	5,900 円			二輪の小型自動車（250cc 超）	4,000 円	6,000 円	
	車種区分		現行税率	新税率																																																																												
原動機付自転車				} 1年延期																																																																												
	50cc 以下	1,000 円	2,000 円																																																																													
	50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円																																																																													
	90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円																																																																													
	ミニカー	2,500 円	3,700 円	} 28年度分から																																																																												
軽自動車及び小型特殊自動車																																																																																
	軽二輪（125cc 超 250cc 以下）	2,400 円	3,600 円																																																																													
	三輪	3,100 円	3,900 円																																																																													
四輪以上	乗用	営業用	5,500 円		6,900 円																																																																											
		自家用	7,200 円		10,800 円																																																																											
四輪以上	貨物用	営業用	3,000 円	3,800 円																																																																												
		自家用	4,000 円	5,000 円																																																																												
	専ら雪上を走行するもの	2,400 円	3,600 円	} 1年延期																																																																												
小型特殊自動車																																																																																
	農耕作業用のもの	1,600 円	2,400 円																																																																													
	その他	4,000 円	5,900 円																																																																													
	二輪の小型自動車（250cc 超）	4,000 円	6,000 円																																																																													
四輪車等のグリーン化特例（軽課）の導入	○ 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに新規取得した四輪以上及び三輪の軽自動車（新車に限る。）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さなものについて、取得をした日の属する年度の翌年度分（平成 28 年度分）の税率を軽減する特例措置（いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」）が適用されます。 【参考】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車種区分</th> <th rowspan="2">標準税率</th> <th colspan="3">軽課</th> </tr> <tr> <th>H32年度 燃費基準 達成車</th> <th>H32年度 燃費基準 +20%達成車</th> <th>電気 自動車等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">軽自動車及び小型特殊自動車</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪</td> <td>3,900 円</td> <td>3,000 円</td> <td>2,000 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>営業用</td> <td>6,900 円</td> <td>5,200 円</td> <td>3,500 円</td> <td>1,800 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>10,800 円</td> <td>8,100 円</td> <td>5,400 円</td> <td>2,700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,800 円</td> <td>2,900 円</td> <td>1,900 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>5,000 円</td> <td>3,800 円</td> <td>2,500 円</td> <td>1,300 円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分	標準税率	軽課			H32年度 燃費基準 達成車	H32年度 燃費基準 +20%達成車	電気 自動車等	軽自動車及び小型特殊自動車					三輪		3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円	四輪以上	乗用	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円	自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	2,700 円	貨物用	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	1,000 円	自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円	1,300 円																																					
車種区分	標準税率			軽課																																																																												
		H32年度 燃費基準 達成車	H32年度 燃費基準 +20%達成車	電気 自動車等																																																																												
軽自動車及び小型特殊自動車																																																																																
三輪		3,900 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円																																																																											
四輪以上	乗用	営業用	6,900 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円																																																																										
		自家用	10,800 円	8,100 円	5,400 円	2,700 円																																																																										
	貨物用	営業用	3,800 円	2,900 円	1,900 円	1,000 円																																																																										
		自家用	5,000 円	3,800 円	2,500 円	1,300 円																																																																										

税目・改正項目	改正案の内容												
<p>固定資産税・都市計画税</p> <p>わがまち特例の導入</p> <p>※2 本市で適用する軽減割合については、今後、対象資産に係る導入促進等の本市の施策が国の基準(法など)に沿って進められているかなどを考慮し、検討します</p>	<p>○ 既存の3件の軽減措置について、適用期間が延長された上で、平成28年度からわがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)が導入されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に対して講じる家屋及び償却資産の特例措置について、適用期間が2年延長された上で、わがまち特例が導入されます。 <table border="1" data-bbox="502 526 1444 840"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域にある公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産 【例】(公共施設)公園、広場等 (都市利便施設)緑化施設、通路</td> <td>【都市再生緊急整備地域】 3/5を参酌して、1/2以上7/10以下の範囲内において 条例で定める割合 【特定都市再生緊急整備地域】 1/2を参酌して、2/5以上3/5以下の範囲内において 条例で定める割合</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害警戒区域において管理協定が締結された津波避難施設に対して講じる固定資産税の特例措置について、適用期間が3年延長された上で、わがまち特例が導入されます。 <table border="1" data-bbox="502 1064 1444 1265"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波避難施設等 【例】(家屋)管理協定の対象となる津波避難施設のうち避難の用に供する部分(償却資産)誘導灯、誘導標識、自動解除装置</td> <td>1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において 条例で定める割合</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に対して講じる固定資産税の減額措置について、適用期間が2年延長された上で、わがまち特例が導入されます。 <table border="1" data-bbox="502 1456 1444 1624"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス付き高齢者向け住宅</td> <td>2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において 条例で定める割合</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	軽減割合	都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域にある公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産 【例】(公共施設)公園、広場等 (都市利便施設)緑化施設、通路	【都市再生緊急整備地域】 3/5を参酌して、1/2以上7/10以下の範囲内において 条例で定める割合 【特定都市再生緊急整備地域】 1/2を参酌して、2/5以上3/5以下の範囲内において 条例で定める割合	対象資産	軽減割合	津波避難施設等 【例】(家屋)管理協定の対象となる津波避難施設のうち避難の用に供する部分(償却資産)誘導灯、誘導標識、自動解除装置	1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において 条例で定める割合	対象資産	軽減割合	サービス付き高齢者向け住宅	2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において 条例で定める割合
対象資産	軽減割合												
都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域にある公共施設及び一定の都市利便施設の用に供する家屋及び償却資産 【例】(公共施設)公園、広場等 (都市利便施設)緑化施設、通路	【都市再生緊急整備地域】 3/5を参酌して、1/2以上7/10以下の範囲内において 条例で定める割合 【特定都市再生緊急整備地域】 1/2を参酌して、2/5以上3/5以下の範囲内において 条例で定める割合												
対象資産	軽減割合												
津波避難施設等 【例】(家屋)管理協定の対象となる津波避難施設のうち避難の用に供する部分(償却資産)誘導灯、誘導標識、自動解除装置	1/2を参酌して、1/3以上2/3以下の範囲内において 条例で定める割合												
対象資産	軽減割合												
サービス付き高齢者向け住宅	2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において 条例で定める割合												
<p>わがまち特例の延長</p> <p>※3 ※2と同様</p>	<p>○ 既存の3件のわがまち特例について、適用期間が延長されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道法に規定する公共下水道を使用する者が条例に基づき設置した除害施設に対して講じる償却資産のわがまち特例について、適用期間が3年延長されます。 <table border="1" data-bbox="502 1870 1444 2027"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道除害施設 【例】pH調整槽、加圧浮上分離装置</td> <td>3/4を参酌して、2/3以上5/6以下の範囲内において 条例で定める割合</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	軽減割合	下水道除害施設 【例】pH調整槽、加圧浮上分離装置	3/4を参酌して、2/3以上5/6以下の範囲内において 条例で定める割合								
対象資産	軽減割合												
下水道除害施設 【例】pH調整槽、加圧浮上分離装置	3/4を参酌して、2/3以上5/6以下の範囲内において 条例で定める割合												

税目・改正項目		改正案の内容																												
固定資産税・都市計画税	わがまち特例の延長	<ul style="list-style-type: none"> 特定都市河川浸水被害対策法に規定する特定都市河川流域内において雨水浸透阻害行為(土地の形質変更、舗装等)を行う者が、新たに取得した雨水貯留浸透施設に対して講じる償却資産のわがまち特例について、適用期間が3年延長されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雨水貯留浸透施設 【例】透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチ、貯留施設</td> <td>2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫(協定倉庫)に対して講じる家屋のわがまち特例について、適用期間が2年延長されます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象資産</th> <th>軽減割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に管理協定を締結した協定倉庫</td> <td>2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合</td> </tr> </tbody> </table>	対象資産	軽減割合	雨水貯留浸透施設 【例】透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチ、貯留施設	2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合	対象資産	軽減割合	平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に管理協定を締結した協定倉庫	2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合																				
		対象資産	軽減割合																											
雨水貯留浸透施設 【例】透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチ、貯留施設	2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合																													
対象資産	軽減割合																													
平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に管理協定を締結した協定倉庫	2/3を参酌して、1/2以上5/6以下の範囲内において条例で定める割合																													
市たばこ税	旧3級品の税率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 旧3級品の製造たばこに係る特例税率が、平成28年度から段階的に廃止されます。 旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引上げ後の価格で販売することによる不当利得の防止のために手持品課税が実施されます。 <p>※旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻きたばこをいいます(エコー、わかば等の6銘柄)</p> <p>【参考】特例税率の改正案 (税率:円/1,000本)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>市町村たばこ税</th> <th>道府県たばこ税</th> <th>国のたばこ税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>2,495</td> <td>411</td> <td>2,906</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月1日</td> <td>2,925</td> <td>481</td> <td>3,406</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月1日</td> <td>3,355</td> <td>551</td> <td>3,906</td> </tr> <tr> <td>平成30年4月1日</td> <td>4,000</td> <td>656</td> <td>4,656</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日</td> <td>5,262</td> <td>860</td> <td>6,122</td> </tr> <tr> <td>(参考)一般品の税率</td> <td>5,262</td> <td>860</td> <td>6,122</td> </tr> </tbody> </table>	実施時期	市町村たばこ税	道府県たばこ税	国のたばこ税	現 行	2,495	411	2,906	平成28年4月1日	2,925	481	3,406	平成29年4月1日	3,355	551	3,906	平成30年4月1日	4,000	656	4,656	平成31年4月1日	5,262	860	6,122	(参考)一般品の税率	5,262	860	6,122
実施時期	市町村たばこ税	道府県たばこ税	国のたばこ税																											
現 行	2,495	411	2,906																											
平成28年4月1日	2,925	481	3,406																											
平成29年4月1日	3,355	551	3,906																											
平成30年4月1日	4,000	656	4,656																											
平成31年4月1日	5,262	860	6,122																											
(参考)一般品の税率	5,262	860	6,122																											
その他	地方税における猶予制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 地方税の猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく換価の猶予制度が創設されます。そのうち、換価の猶予に係る申請期限など、一定の事項については条例で定めることとされています。この制度は、平成28年4月1日以降に納期が到来するものから適用されず。 																												

【参考】その他の市税関連改正項目

○ 個人市民税

・ 住宅ローン減税の対象期間の延長

住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン減税）の適用期限について、現行、居住の用に供した年が、「平成 29 年 12 月 31 日まで」であるものが「平成 31 年 6 月 30 日まで」に延長されます。

・ ふるさと納税の拡充

特例控除額の上限について、個人住民税所得割額の 1 割だったものが 2 割に引き上げられます。

○ 法人市民税

・ 均等割の税率区分の基準の見直し

法人税改革の一環として、現在、均等割額の税率区分の基準である「資本金等の額」が、「資本金と資本準備金の合計額」を下回る場合は、「資本金と資本準備金の合計額」を基準とされます。

○ 固定資産税・都市計画税

・ 土地の負担調整措置の延長

現行の仕組みが 3 年延長されます。

・ 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく措置

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る課税標準の特例措置（例：評価額の 1/6 とする措置）の対象から除外されます。

※ 平成 27 年度税制改正における法人税改革の概要

国・地方を通じた法人実効税率（現行 34.62%）を、平成 27 年度に 32.11%（▲2.51%）、平成 28 年度に 31.33%（▲3.29%）に引き下げられます。

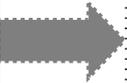
併せて、課税ベースの拡大等として、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置法の見直しが行われます。

【参考】法人実効税率の推移

	現行		平成 27 年度		平成 28 年度		
	実効税率	表面税率	実効税率	表面税率	実効税率	表面税率	
合計	34.62%		32.11%		31.33%		
国税	27.54%		26.27%		26.58%		
法人税	23.79%	25.5%	22.55%	23.9%	22.81%	23.9%	
地方法人特別税	2.70%	67.4%	2.73%	93.5%	2.77%	152.6%	
地方法人税	1.05%	4.4%	0.99%	4.4%	1.00%	4.4%	
県税	4.77%		3.65%		2.54%		
法人事業税	4.01%	4.3%	2.92%	3.1%	1.81%	1.9%	
法人県民税	0.76%	3.2%	0.72%	3.2%	0.73%	3.2%	
市税	法人市民税	2.31%	9.7%	2.19%	9.7%	2.21%	9.7%

(参考) 税制改正項目別の影響額 (平成 27 年度当初見込を基に平年度ベースの影響額を試算)

○条例改正が必要な改正項目

税目	改正項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	影響額
軽自動車税	二輪車等の税率引上げ延期	一年延期 				▲4億円※
	四輪車等のグリーン化特例 (軽課)の導入					▲0.5 億円
固定資産税	わがまち特例の導入・延長					対象資産が限定的であるため、影響額は僅少と見込んでいます。
市たばこ税	旧3級品の税率の見直し 【28 年度から段階的に実施】					5.3 億円

※「二輪車等の税率引上げ延期」については、一年延長になったことによる平成 27 年度減収額。

○その他の改正項目

税目	改正項目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	影響額
個人住民税	住宅ローン減税の 対象期間の延長				一年半延長 	▲3億円
	ふるさと納税の拡充					▲0.8 億円
法人市民税	法人実効税率の引下げ					▲10 億円
	課税ベースの拡大等					
	均等割の税率区分の 基準の見直し					0.7 億円